

資 料

令和 8 年度 第 1 回 郡山市廃棄物減量等推進審議会

令和 8 (2026) 年 7 月 30 日

郡山市環境部 ごみ減量推進課

資源循環課

目 次

3 議事事項

- (1) ごみ減量の取り組みについて 1 ページ
- (2) 粗大ごみの処理費用の適正負担の検討について 5 ページ
- (3) ごみ減量優良者表彰の審査について 7 ページ

4 報告事項

- (1) ごみの排出量について 8 ページ
- (2) 適正なごみの搬入確認について 10 ページ
- (3) 河内クリーンセンター再整備事業について 11 ページ

3 議事 (1) ごみ減量の取り組みについて ～令和7年度の取り組み～



SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用
及び再利用により、廃棄物の発生を大
幅に削減する」

○ みんなで目指す「郡山 ごみ減量 20%」

令和7年6月から、このスローガンのもと「2016年度比で2027年度

までにごみ排出量を20%削減する」という目標の達成に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取り組みを推進。

① 啓発動画の公開

youtube動画をはじめとしたごみ減量啓発動画作成。
市長も出演し、具体的なごみ減量の取り組みを紹介、啓発。

youtube動画(郡山気づくクラシック)

ショート動画 (他6本)

生ごみ水切り



本編



草木乾燥



雑誌分別



キエーロ



リペア



プラ分別



雑紙袋作成



③ 搬入料金の改定及びあわせ産廃の受け売れ停止

令和7年10月から、両
クリーンセンターへ持ち
込まれる一般廃棄物の処
分手数料について、10kg
当たり150円(税抜)まで値
上げする改定を実施。

同時に、それまで受け
入れを行っていたあわせ
産廃について受け入れを
停止。

◇ ごみ処分料(搬入料金)が変わります

種別	処分料(搬入料金)	(～9月30日)
家庭系ごみ	10kgあたり	55円(税込)
事業系ごみ	10kgあたり	110円(税込)

種別	処分料(搬入料金)	(10月1日～)
家庭系ごみ	10kgあたり	165円(税込)
事業系ごみ		

◇ 産業廃棄物(あわせ産廃※)

の受入を停止します

※ 一般廃棄物とあわせて処理している産業廃棄物
(特定の事業活動に伴わず、木くず、繊維くず及び植物に係る固形状の不用品)

② 様々な場面での啓発活動

ア、市施設や協力店舗でのポスター掲示等による周知啓発



郡山市役所(西庁舎1階)



ヨークベニマル店舗提示



郡山駅東西連絡通路掲示

イ、ごみ箱ポップ啓発事業



④ 町内会等との連携、集積所管理支援



← 保健委員会環境浄化部研修会(R7.12実施)

令和7年度 ごみ集積所管理の手引き



郡山市環境部 5 R 推進課

↑ ごみ集積所管理の手引き
(令和7年度新規作成、配布)



→ 町内会、地区団体向け出前講座
(ごみの分け方出し方)

3 議事 (1) ごみ減量の取り組みについて

～令和8年度の取り組み「郡山ごみ減量20%」2026パッケージ～

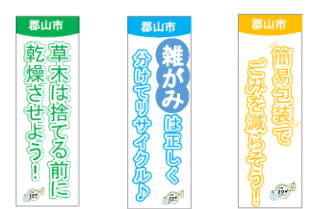


SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用
及び再利用により、廃棄物の発生を大
幅に削減する」

令和8年度の取り組み	事業名	事業概要
Ⅰ啓 発 一人一日100g減量 を目指して	新 ごみ減量優良者表彰事業	ごみ減量の優良な取組を対象に表彰
	拡 郡山ごみ減量20%啓発事業	様々な場面で市民に向けた啓発を行う
	拡 ごみ減量教室、出前講座	対象を中学生にも拡大し講座を開催
Ⅱ エコアクション2026 月ごとにテーマを決め た減量作戦の実施	新 廃食用油回収事業	家庭から出る廃食用油を資源として回収
	新 雑紙分別、保存袋配布事業	小学校等を通して、分別用保存袋を配布
	拡 ごみ集積所管理等支援事業	ごみ集積所管理手引きの配布や講座を開催
	新 ごみ集積所掲示物配布事業	ごみ減量や分別徹底の啓発用掲示物を配布
	新 事業系一般廃棄物減量計画書事業	計画書作成及び減量に関する研修会の開催
	新 飲食店ポップで食ロス削減事業	「3010運動」等の啓発用卓上ポップの配布
	拡 ごみ減量ガイドブック作成事業	ごみの種類や分別方法を整理し掲載
	拡 リユーススポット事業	不要だけどまだ使えるものをリユース
	拡 キエーロ普及促進事業	生ごみを処理するキエーロ作成教室を開催
Ⅲサーキュラーエコノ ミー推進	新 除草ごみ減量化事業	廃棄前の草木を乾燥させる場所を新設
	拡 焼却灰リサイクル事業	焼却灰から資源を分別し、再資源化を図る

毎月テーマを設定して特定の行動を促す「ごみ減量啓発強化月間」の実施

7月：草木乾燥月間
8月：雑紙分別減量月間
9月：簡易包装啓発月間



10月：食品ロス削減月間
11月：生ごみ減量月間
12月：リユース啓発月間



3 議事 (1) ごみ減量の取り組みについて

～令和8年度の取り組み「郡山ごみ減量20%」2026パッケージ～



SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用
及び再利用により、廃棄物の発生を大
幅に削減する」

新 ごみ減量優良者表彰事業

概 要	郡山市内において一般廃棄物の発生抑制や資源循環の促進に資する先進的な取り組みを行い、ごみ減量に寄与したと認められる団体や事業者等を表彰する制度
表 彰 式	セーフコミュニティフェスタ2027 (令和9年2月予定)

新 廃食用油回収事業

回 収 物	家庭から出る廃食用油
回 収 方 法	市の施設や連携する小売店舗に設置した回収ボックスに、ペットボトルに入れた状態の廃食用油を市民の方に持ち寄っていただく
再 利 用	航空燃料S A F (持続可能な航空燃料)として利用

新 雑紙分別、保存袋配布事業

内 容	空き箱や包装紙、学校のプリント等、分別すれば資源となる雑紙を分別するための保存袋を配布 配布数：20,000枚予定
配 布 方 法	市内の小学校を中心に実施しているごみ減量教室や各種イベント等で配布



新 ごみ集積所掲示物配布事業

内 容	ごみ集積所を管理する自治会等へ、ごみ減量や分別徹底を啓発するための掲示物を配布
配 布 方 法	ごみ集積所を管理している自治会等へ、管理状況や希望に応じて配布



3 議事 (1) ごみ減量の取り組みについて

～令和8年度の取り組み「郡山ごみ減量20%」2026パッケージ～



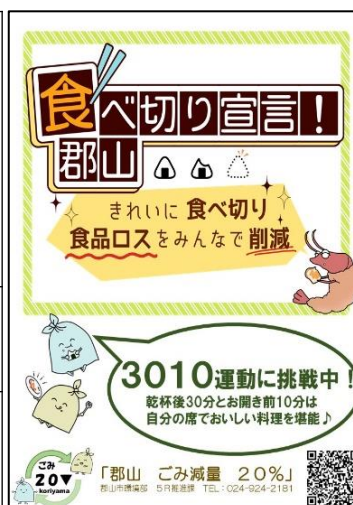
SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用
及び再利用により、廃棄物の発生を大
幅に削減する」

新 事業系一般廃棄物減量計画書事業

概 要	事業系一般廃棄物の減量のため、多くの利用者が集まり、比較的多量の事業系一般廃棄物の排出が見込まれる「オフィスビルやホテルなどの特定建築物」及び「大型商業施設である大規模小売店舗」を対象に減量計画書の提出を指示する事業
取 り 組 み	対象事業者向け事務説明会や、減量に関する研修会の開催
対 象 事 業 者	市内184施設(R8.7.10現在)

新 飲食店ポップで食ロス削減事業

内 容	飲食店等の食べ残しによる食品残さの発生を抑制する目的で、卓上ポップを配布し、啓発を行う
実施時期	令和8年10月から
配 布 先	市内の飲食店、旅館、ホテル、宴会場等



新 除草ごみ減量化事業

内 容	草刈りなどで出る除草ごみは、乾燥させることでその重量を大きく減少できることから、クリーンセンターに持ち込まれた草木を、乾燥してから焼却するために、乾燥場を新規に設置
実施期間	R8.7.6 ～ R8.10.30 (4か月)
減量効果	R8.7.6～R8.7.24まで (15日間) 搬入時 45.39 t ⇒ 乾燥後 40.62 t 重量比で 10.51%削減



乾燥場の状況



雨に備えて養生

3 議事

(2) 粗大ごみの処理費用の適正負担の検討について



SDGsターゲット12.5

「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

SDGs未来都市こおりやま

① 郡山市の方針と粗大ごみ処理の状況

【郡山市の方針】

・審議会や市議会からの答申や提言等を受け、現在のごみ減量施策の成果等の推移を見て、結果が伴わない場合、有料化の検討を進める。

→ 家庭ごみの有料化は検討する段階に無いが、以下のとおり、**個別サービスと受益者負担の色合いが強い、粗大ごみの処理費用適正負担について、制度のあり方の検討を開始する。**

- ・ごみ排出量（総量）：127,466 t
- ・ごみ処理費用：3,463,129千円
- ・粗大ごみの収集依頼件数：19,858件

ア. 費用比較 (R6)

	収集量	処理費用	収集委託
家庭ごみ	64,287 t	1,311,455千円	784,301千円
粗大ごみ	975 t	19,890千円	41,065千円

イ. 約50kgあたりの粗大ごみと家庭ごみの処理費用比較

50kg当たり	処理費用	収集費用	合計
家庭ごみ	1,020円(※)	610円	1,630円
	処理単価：20.4円/kg、収集単価：12.2円/kg		
粗大ごみ	1,020円(※)	1,917円	2,937円
	処理単価：20.4円/kg、収集単価：1,917円/件		

→ **戸別収集を行っている粗大ごみは、収集費用の単価が高い。**

(※) 家庭ごみや粗大ごみをまとめて処理しており、種類別のコスト計算が難しいため、同一単価で算出している。

ウ. 家庭ごみと粗大ごみの経費とサービスの性質の違い

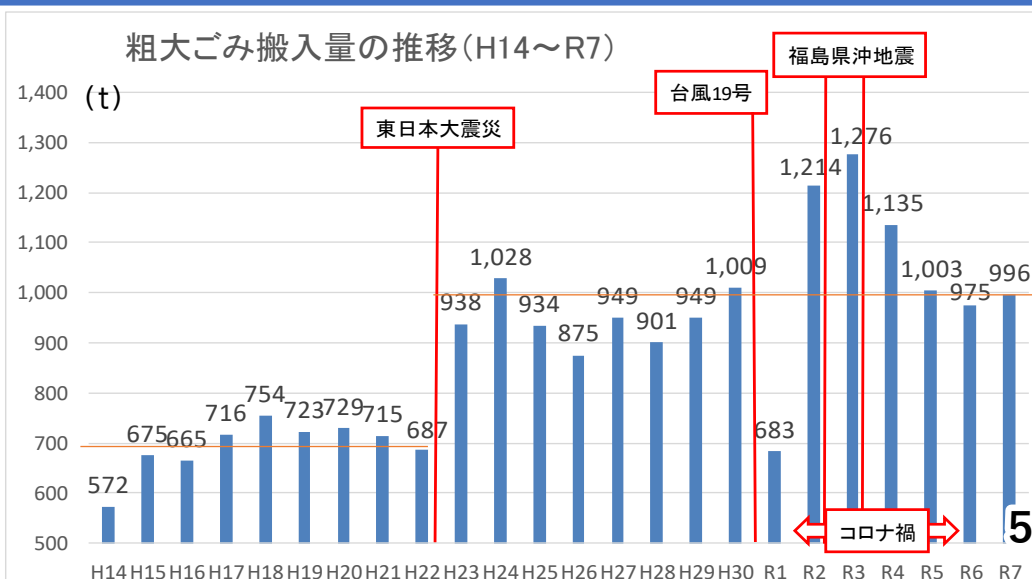
	捨て方	集め方	頻度	行政サービスの性質
家庭ごみ	集積所	集積回収	常時	生活環境の維持のためにも必要な「 公共サービス 」
粗大ごみ	戸別申請	戸別回収	随時	家具更新や引越し時等のものに対する「 個別サービス 」

粗大ごみは、「公共サービス」より「個別サービス」の性質が強い → 受益者負担とすべきものと言える。

エ. 粗大ごみ処理費用の適正負担の必要性

- ・「**排出量に応じた負担の公平性の確保**」と住民の意識改革
- ・環境への配慮や環境負荷軽減のためのごみ減量、資源化の推進
- ・施設の長寿命化や最終処分場の延命化

② 郡山市の粗大ごみ排出量の推移



3 議事

(2) 粗大ごみの処理費用の適正負担の検討について



SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用
及び再利用により、廃棄物の発生を大
幅に削減する」

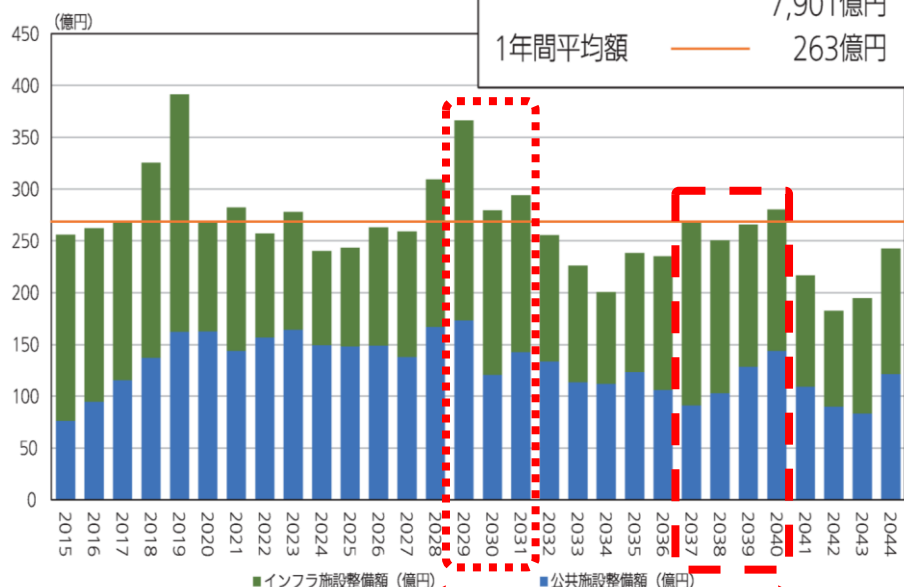
③ 全体スケジュール（環境部）

年度	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042
郡山ごみ減量20%	2026PK	2027PK	未定	～													
一般廃棄物処理基本計画	事前準備	諮問答申	次期計画施行(粗大ごみの適正負担、製品プラ分別回収等の明記)								事前準備	諮問答申	次期計画施行				
製品プラ分別回収	部内協議	調整検討	予算化	各契約等	回収開始												
河内CC建替	PFIアドバイザー		建設工事						供用開始								
富久山CC																	

財政需要のピーク

④ 公共施設等総合管理計画

▼ 公共施設等全体の改修・更新費用



財政需要のピーク

⑤ 検討事項について

制度のあり方等について、多角的な視点からご意見を頂戴したい。

【範囲】

- 粗大ごみの種類
回収する粗大ごみの選定
(例：マネキン、コンクリートがら等)
- 粗大ごみとして扱う種類の確認
(例：布団、小型家電類等)

【体制】

- 収集体制
- 受付体制
(職員対応や委託業務等)

【料金】

- 徴収方法
先払制：処理券事前購入による徴収等
後払制：回収時や持ち込み時の現金等払等
- 料金体制
品目別：品目ごとの金額設定
サイズ、重量別：区分ごとに金額設定
定額式：一ついくらの一律で金額設定

【その他】

- 不法投棄への対応
- リユース体制の充実
- 他行政サービスの調整
(搬入確認券等)

・次期基本計画へ明記しながら、制度の在り方の検討や市民の皆様への周知等について整理する。

3 議事

(3) ごみ減量優良者表彰の審査について

① 制度の概要

▶ 表彰対象者

郡山市に在住または通勤・通学していて、ごみの減量と資源の再利用に積極的に取り組む団体や事業者等

▶ 対象事業

- ア. 一般廃棄物の発生抑制又は再使用に資する取り組み
- イ. 一般廃棄物の資源化又は適正分別に資する取り組み
- ウ. ごみ減量の啓発又は協働の推進に資する取り組み

▶ 応募方法

郡山市ごみ減量優良者顕彰事業推薦・申込書に必要事項を記載の上、ごみ減量推進課宛てにEメール、郵送又はファックスで申し込み

② 審査方法及び内容

ア、審査形式

【選考委員会方式】：郡山市（環境部長、環境部次長等3名程度）
当審議会から2名程度を予定

イ、審査方法及び内容

「令和8年度郡山市ごみ減量優良者表彰事業表彰基準」に基づき、
令和8年度郡山市ごみ減量優良者表彰事業審査票により、6項目、
5段階(1～5点)で評点する。

- (ア)減量効果：減量効果について客観的な成果が認められること
- (イ)継続性：継続的、計画的に取り組みが定着していること
- (ウ)主体性：課題に対し自主的、積極的な取り組みであること
- (エ)波及性：他団体等の模範となり普及啓発が期待できること
- (オ)独自性：独創的で課題や実情に応じた創意工夫があること
- (カ)協働性：関係団体等との連携や協働が図れていること 等

③ スケジュール (案)

内容	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
要綱策定	●							
募集 Web, SNS等	●	★						
募集期間		→						
審査会				★				
P R 庁内掲示等				準備	→			公開
表彰式							★	

④ セーフコミュニティフェスタについて

毎年2月に開催される、セーフコミュニティの推進に寄
与し、各賞(セーフコミュニティ賞、まちづくりハーモ
ニー賞等)を受賞した活動、団体等を表彰するイベント



4 報告事項

(1) ごみの排出量について

① 令和6年度一人一日当たりの ごみ排出量と中核市順位

		郡山市 (中核市順位)	中核市 平均	中核市 平均の差
事業系ごみ	R6	387g (57位/62市)	282g	+105g (+37.2%)
	R5	395g (55位/62市)	283g	+112g (+39.6%)
生活系ごみ	R6	687g (61位/62市)	579g	+108g (+18.7%)
	R5	707g (61位/62市)	592g	+115g (+19.4%)
合計	R6	1,074g (61位/62市)	861g	+213g (+24.7%)
	R5	1,102g (62位/62市)	875g	+227g (+25.9%)

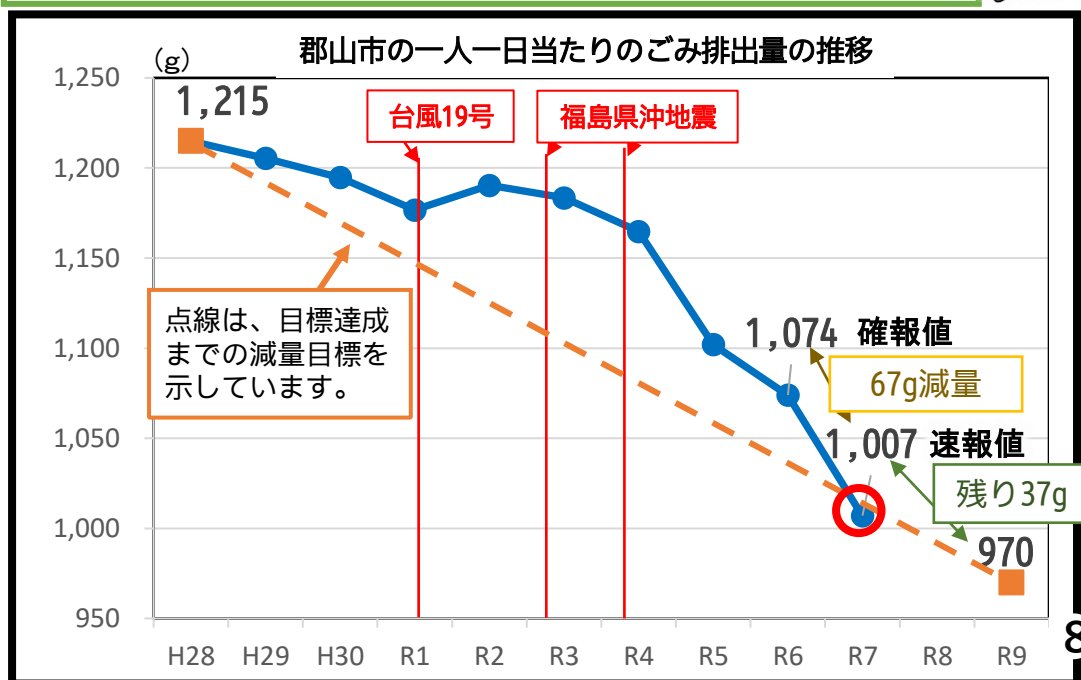
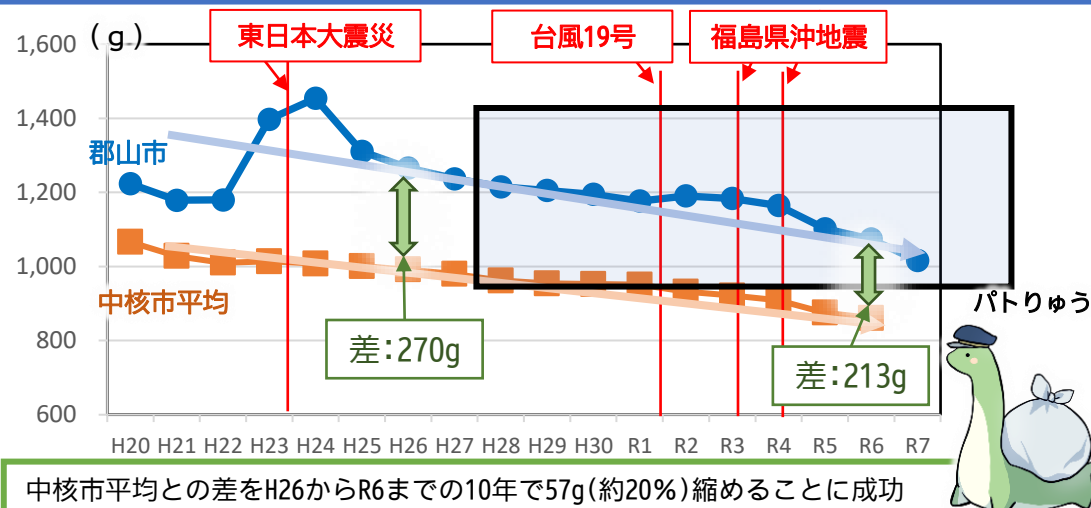
令和6年度の実績で、
5年ぶりの最下位脱却

28g減量

【他自治体の情報】
環境省のWebサイトをご確認ください。



② ごみ排出量の推移



4 報告事項

(1) ごみの排出量について



SDGsターゲット12.5
「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」

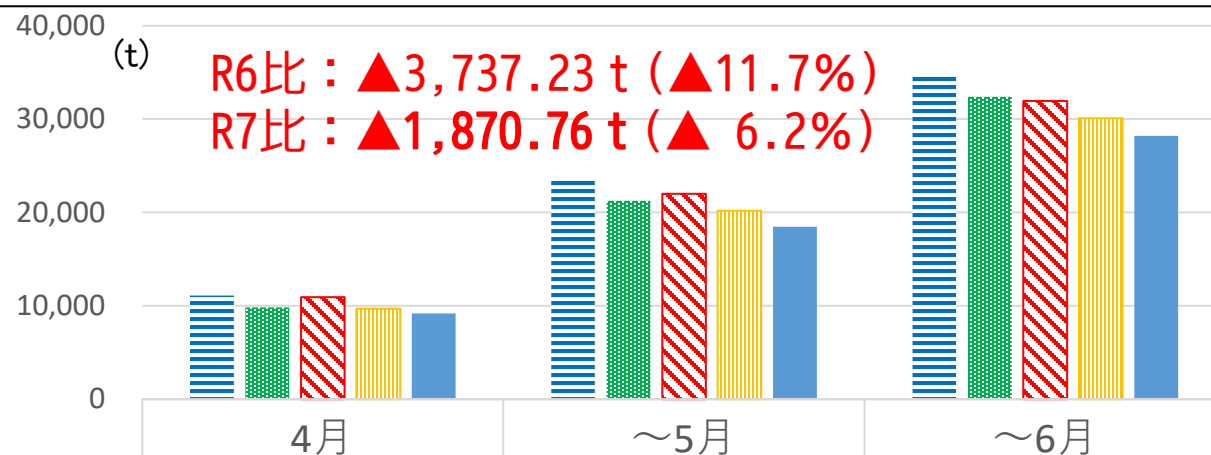
③ 令和7年度ごみ排出量（速報値）

令和7年度末現在で算出（環境省報告用） → **ごみ排出量 1,007g(67g減)、リサイクル率 9.9%** ※

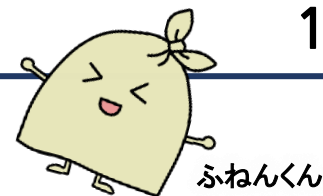
※ 環境省へ秋頃に報告 → 環境省が全国の市町村分のデータを取りまとめ、R8年度末～R9年度初め公表

【参考】令和7年度の実績（各市Webサイトから）：福島市 965g(31g減)、函館市 1,053g(24g減)

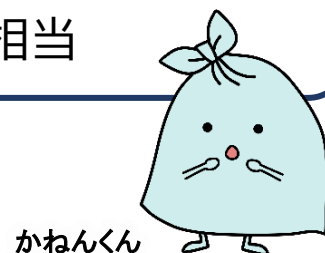
③ 令和8年度 第1四半期（4～6月） ごみ排出量（速報値）



・ 令和8年度の第1四半期（4～6月）で、前年度比 **1,870.76t** の減量



これは、
一人一日あたりに換算すると、
約 ▲16.5g に相当



このグラフは、市内2か所のクリーンセンターに、6月末現在までに搬入された廃棄物の累積量を比較したものです。

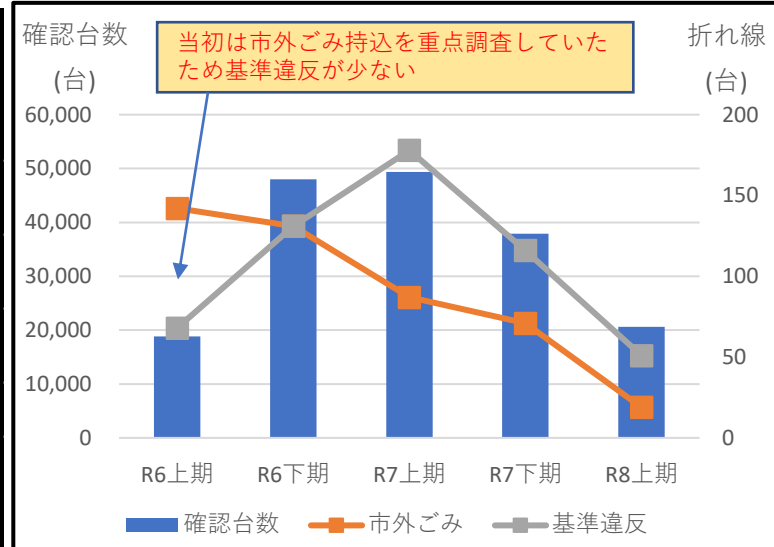
4 報告事項

(2) 適正なごみの搬入確認について

① クリーンセンター搬入時における身分証明書等の確認

市外のごみや産業廃棄物などの違反ごみ持込防止のため、継続的に搬入者に身分証明書等の提示を求めています。

年度	令和6年度		令和7年度		令和8年度
期間	5/21~9/30	10/1~3/31	4/1~9/30	10/1~3/31	4/1~6/30
確認台数	18,867 台	47,975 台	49,356 台	37,906 台	20,617 台
市外からの持ち込み (提示拒否を含む)	142 件	131 件	87 件	71 件	19 件
産業廃棄物搬入等	68 件	131 件	178 件	116 件	51 件
うちあわせ産廃持込				20 件	0 件
違反件数合計	210 件	262 件	265 件	187 件	70 件
違反率	1.11 %	0.55 %	0.54 %	0.49 %	0.34 %



※ 令和7年10月1日からあわせ産廃受入停止

② 展開検査装置による検査

違反ごみの検査を効率的に行うため、展開検査装置による検査を行っています。

年度	令和7年度		令和8年度			
期間	1/5~3/31		4/1~6/30		7/1~7/24	
検査台数	11	台	9	台	12	台
違反数	1	台	0	台	12	台
検査内容	主にダンプカーを検査				パッカー車の検査を開始	



ペットボトルやPPバンドなど廃プラ類が混入

